

**専任手話通訳者の配置**  
 市役所本庁舎に専任手話通訳者を1名配置し、手話通訳者・要約筆記者を病院や教育機関など、必要な場所に派遣するコーディネートを行うほか、来庁された方への手話通訳を行っています。

**手話通訳者・要約筆記者の派遣**  
 聴覚または音声言語に障がいのある方が、社会生活上でのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳や要約筆記を必要とする場合、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

**手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座の実施**  
 聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方のために、手話・要約筆記のボランティア養成講座を開催しています。

○手話奉仕員養成講座：入門（昼・夜）、基礎、養成の4コース  
 ○要約筆記奉仕員養成講座：1コース

詳しくは下記へ  
 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所本庁舎西棟1階 健康福祉部 障がい福祉課  
 TEL 011-381-1031 FAX 011-381-1073

**障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。**マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

**聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。**聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。

**聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。**危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

**義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。**

**手話マーク** 聴覚障がい者が「手話で対応をお願いしたい」時に提示したり、掲示して「手話でコミュニケーションできる人がいる」ことを表したりするマークです。

**筆談マーク** 聴覚障がい者が「筆談で対応をお願いしたい」時に提示したり、掲示して「要約筆記でコミュニケーションできる人がいる」ことを表したりするマークです。

# 手話でのコミュニケーション



えべつししゅわげんごじうれい 江別市手話言語条例 2019年4月1日施行



手話を使いやすい社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、江別市手話言語条例を制定しました。

《目的》  
 手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、手話の使いやすい社会を実現

《市の責務》  
 ・手話が言語であることに対する市民の理解促進  
 ・手話を使いやすい環境づくりの推進

《役割》  
**市民**  
 ・手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力  
**事業者**  
 ・手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力  
 ・手話を使いやすい環境づくり

《施策の推進》  
 市は次に掲げる施策を推進  
 ・手話への理解の促進及び手話の普及  
 ・手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり  
 ・手話による意思疎通支援

このコードは、専用の活字文書読み上げ装置に挿入し、音声で読み上げることで、より、視覚に障がいのある方でも内容がわかるようにするためのものです。

# 聴覚障がい者とは？

聴覚障がい者は「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」などの呼び方があります。

**ろう者**  
耳が聞こえない人のうち、手話でコミュニケーションをとって日常生活を送る人のことです。

**難聴者**  
耳が聞こえにくい人のことです。補聴器、口話を使用して音声で会話する人、筆談や手話でやり取りする人など、コミュニケーションはさまざまです。

**中途失聴者**  
日本語（音声言語）を覚えた後で、聞こえなくなった人のことです。コミュニケーション方法は難聴者と同様です。

# 手話とは？

手話は、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される視覚的な言語です。

## 手話であいさつしてみよう！

**こんにちは**  
人さし指と中指を重ねて、額の中央部分に当てます。両手の人さし指を立てて向かい合わせた状態から、そのまま両方の指先を曲げます。

**さようなら**  
右手の手のひらを前に向けて、左右に軽く振ります。

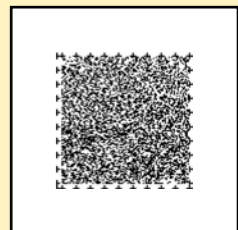
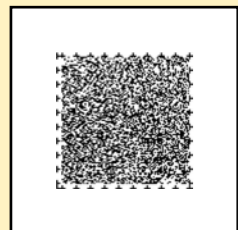
**ありがとう**  
手の甲に他方の手を直角に乗せた状態から、その手をあげます。

**大丈夫ですか？**  
指先を胸の端にあて、次に反対側の端にあてます。

**よろしくお願いします**  
右手のにぎりこぶしを鼻にあて、少し軽く前に出します。手を開き、指をそろえて鼻のところから前に少し出します。

**ごめんなさい**  
親指と人差し指で眉間（みけん）をつまむ。手を開き、指をそろえて上から下へ軽く下ろしながら頭を下げます。

**拍手**  
両手を広げて、手首を回して、手のひらをひらひらと振ります。



# 要約筆記とは？

聴覚に障がいのある方のために、紙、パソコンを使い、話している内容をまとめて文字にして伝える方法です。多くの人に参加する会議や講演会などでは、ロール紙に書いた文字をスクリーンに映し出してみせることもあります。

## どんなことで困っているの？

聴覚に障がいがあっても、外見からは判断できないため、困っていても周囲に気づいてもらえないことがあります。音に反応しない人がいたら、「聞こえないのかも」と思って対応してみましょう。

- 声をかけられているとわからず、無視していると誤解される。
- 緊急時の音声がかんたんに聞こえない。
- 車のクラクションや自転車のベルが聞こえない。

## どんなコミュニケーションができるの？

障がいの程度や個人によってコミュニケーションの方法は異なり、コミュニケーションの取り方には、手話や要約筆記以外にもあります。その人が望んでいるコミュニケーションの方法を確認し、話の内容が相手に正しく伝わっているか確認しながら会話を進めましょう。

- 筆談**  
短く、わかりやすく簡潔に伝えます。紙がない場合は、スマートフォンなどを使用しましょう。
- 音声で会話**  
補聴器の利用や、明確な話し方をすることで、音声で会話する人もいます。視線を合わせてゆっくり、はっきり言葉を区切って話すことで伝わります。
- 空文字・指文字**  
空文字は空中に文字を書くもの、指文字は日本語の50音を指の形で表すものです。